

## 指標 15.9.1 (a)

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 15.9.1(a)** 生物多様性国家戦略及び行動計画における生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知目標 2 に準拠又は類似した国家目標を設定した国の数と、これらの目標に向けて報告された進捗

**ターゲット 15.9** 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

**ゴール 15** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

生物多様性国家戦略及び行動計画における生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知目標 2 に準拠又は類似した国家目標を設定した国の数と、これらの目標に向けて報告された進捗を測定する。

#### ○ 概念

- ・ 生物多様性国家戦略及び行動計画：  
生物多様性条約第 6 条に基づき締約国が策定するもの。我が国においては、2008 年に生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が施行されて以降、同法第 11 条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられている。また、我が国において、本指標で述べられている愛知目標に対応するものとしては、「生物多様性国家戦略 2012-2020（2012 年 9 月 28 日閣議決定）」を言う。これは、2010 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2011 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、2012 年 9 月に閣議決定された戦略である。
- ・ 生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知目標 2：  
生物多様性戦略計画 2011-2020 は、生物多様性条約の 3 つの目的、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するた

め、COP10 で採択された 2011～2020 年の世界目標のことを言う。また、愛知目標は、戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するために設けられた 20 の個別目標のことを指す。このうち、目標 2 は「遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。」とされている。

#### ○ 根拠及び解釈

我が国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、愛知目標 2 に対応する国別目標として、国別目標 A-1「遅くとも 2020 年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する『生物多様性の社会における主流化』が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されている。」を掲げている。

また、生物多様性条約に基づくプロセスとして、生物多様性条約締約国は第 6 回国別報告書において共通の 6 段階評価項目を用いて進捗の評価を行うこととなっており、我が国は第 6 回国別報告書においてその進捗状況を報告している。

#### データソース及び収集方法

##### ○ 生物多様性条約第 6 回国別報告書（日本語版）

<https://www.env.go.jp/press/%E2%91%A1%EF%BC%88%E8%B3%87%E6%96%99%EF%BC%91%EF%BC%89%E7%94%9F%E7%89%A9%E5%A4%9A%E6%A7%98%E6%80%A7%E6%9D%A1%E7%B4%84%E7%AC%AC%EF%BC%96%E5%9B%9E%E5%9B%BD%E5%88%A5%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EF%BC%88%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88%EF%BC%89.pdf>

国別報告書は、生物多様性条約第 26 条に基づき、各締約国が条約の実施状況等を取りまとめて生物多様性条約事務局へ提出することとされているものであり、我が国は生物多様性国家戦略 2012-2020 の進捗状況を踏まえ、2018 年 12 月に第 6 回国別報告書を提出している。

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

- ・ 生物多様性国家戦略及び行動計画における生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知目標 2 に準拠又は類似した国家目標を設定した国の数：「生物多様性国家戦略 2012-2020」において目標を設定している場合、「1」とする。
- ・ これらの目標に向けて報告された進捗：  
「生物多様性国家戦略 2012-2020」において愛知目標 2 に対応した国別目標 A-1 の達成状況を、生物多様性条約第 6 回国別報告書（2018 年 12 月）において我が国が行った 6 段階評価結果を、国連グローバルメタデータが示すスコア化基準等を参照しつつ指標とする。
  - ・ On track to exceed target/目標を超えて達成する見込み = 1.0
  - ・ On track to achieve target/目標を達成する見込み = 0.8
  - ・ Progress towards target but at an insufficient rate/目標に向けて進捗しているが不十分な速度 = 0.6
  - ・ No significant change/大きな変化なし = 0.4
  - ・ Moving away from target/目標から遠ざかっている = 0.2
  - ・ Unknown/不明 = 0.0

### ○ コメントと限界

なし

## データの詳細集計

なし

## 参考

なし

## データ提供府省

環境省

## 関連政策府省

環境省

## **担当国際機関**

国連環境計画（UNEP）

生物多様性条約事務局（CBD）

国連統計部（UNSD）